

資料－1 これまでの検討の経緯と本日の検討内容

		第一回WG	第二回WG	6月12日打合せ(※)	第三回WG(検討の方向)
枠組み	位置付け	・建築基準法や津波防災地域づくり法に港湾の特性を上乗せした考えを示すものとした	・一時避難施設 の概念を盛り込みたい	・今回検討する施設について、法的な位置づけはないことで確認(既存ガイドラインにも法的位置づけはない)	・法的な位置づけはない
			・安全基準であれば、例え一時避難のための施設であっても、守るべき基準にしないといけないのではない	・海岸管理者等に対しては技術的助言として位置づける	・技術的助言として位置づけ、設置者、指定者のための参考となるものにする
			・逆に法的な位置づけがないのなら、その基準は活用されないのでは	・将来的には港湾の技術基準に位置づけるのか？	・技術基準に位置づけるかについては今後の検討
	概念の整理	・倉庫のような一般的な港湾のイメージを含めたアプローチ	・一時津波避難施設 の概念は設計の思想では考えにくい。あくまで付録的な扱い ・津波避難施設 とは何なのか、次回までに整理すべき	・今回検討する施設は、臨港地区に立地する避難ビル等であり、港湾施設とは限らない	・避難所のような避難生活を送るための施設ではなく、警報発令時において一時的に避難するための施設 ・東北の被災事例をもとに避難施設になり得る施設やその適正等の整理を行い、その結果については避難ガイドラインへ
WGの検討範囲	対象範囲	・計画的な話は検討外だが、施設立地に関する留意事項については検討 ・既設と新設を対象		・避難タワーのようなものが狙い	・施設立地を含めた構造物に求められる要件を対象とした検討 ・避難タワーのようなものを対象としたい
	避難路	・避難路については親委員会での検討内容		・避難路についても検討するべきではないか	・避難路については、構造に関する事項の整理を対象
津波波力		・現状の知見では波力は大きすぎる	・設計事例においては、6、7m以上の津波で津波波力が支配的、それ以下では地震力が支配的 ・流速から津波波力を算定し、照査をする場合もある	・流速から津波波力を算定する方法等も加えていきたい	・現状の知見の整理 ・流速から津波波力を算定する方法の検討 ・港湾の特殊性を踏まえた配慮事項の整理
地震動	地震動	・余震は考慮されているか、人が避難している状況で地震動作用時の条件は考慮されているか			・港湾基準と建築基準における地震動の考え方の整理と港湾の特殊性を踏まえた配慮事項の整理
	液状化	・新設のものについては液状化が起きることは許されない ・既設のものについて、液状化の可能性があるものにどう対応するか	・港湾分野と建築分野での液状化評価の考え方の違い		・港湾分野と建築分野における液状化評価の考え方の整理と港湾の特殊性を踏まえた配慮事項の整理 ・新設、既設に関わらず、液状化は生じてはならない
漂流物	想定		・設計事例においては、漂流物の想定は発注者と十分に相談して決めている		・漂流物の漂流条件の整理
	構造	・防衝工を設置することが基本か ・ビル等では局所的に壊れても全体は壊れない、との考え方			・港湾の特殊性を踏まえた配慮事項の整理 ・ビル等では局所的に壊れても全体は壊れない、との考え方であり、港湾でもこれを基本とする ・補足スクリーンや防衝工の設置を基本とする構造物は何か
火災	考え方	・油や薬品等の漂流物の影響をどのように考えるか	・現時点では行政からのしぼりはなく、決められた考え方はない		・石油コンビナート等がある港湾では油はどこにでも漂流する、との考え方とするか ・石油コンビナート等からの油流出はさせない、との考え方とするか
	耐火性		・設計事例においては、S構造であることから耐火塗装として対応		・建築基準の整理 ・構造形式の整理(RC、SRC以外の構造形式をどうするか)
維持管理	考え方	・維持管理も含めた構造物とすべき			・供用期間中、要求性能を満たすよう、維持管理すること
	方法		・設計事例においては、塗装の耐用年数を亜鉛メッキ協会の値を用いている		
その他			・設計事例の紹介1	・清宮先生からガイドライン目次(案)の提示	・設計事例の紹介2
			・設計事例においては、津波波力に対しては弾性域内での照査、地震動については塑性域を含めた照査		・親委員会との作業分担の再確認
					・親委員会との掲載内容の棲み分けを考えた目次(案)の整理
					・津波防災地域づくり法の作り込み(構造上、避難上、管理上の要件)に合わせた目次(案)の整理

※清宮座長、福田委員、宮田委員、本省技監室、海防課による打合せ